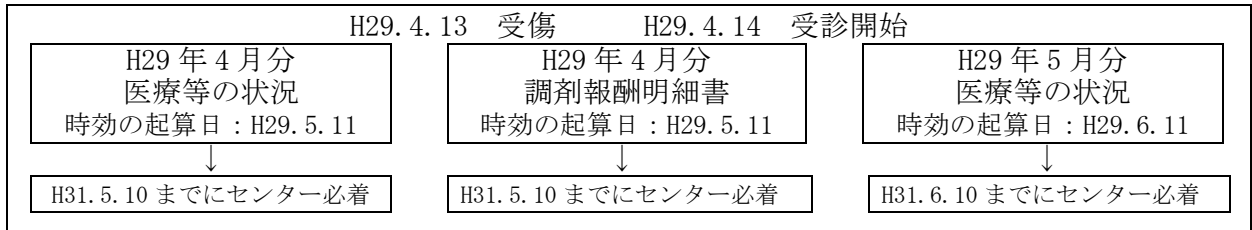


日本スポーツ振興センターの災害共済給付金請求の時効について

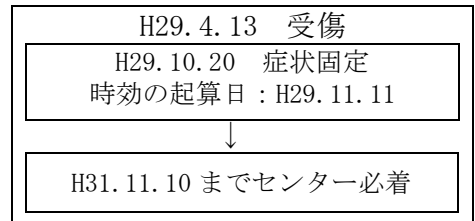
1 医療費の場合

- ① 「給付事由が生じた日」は、その負傷・疾病について病院又は診療所に受診した日です。
- ② 「時効の起算日」は、同一の負傷・疾病に係る医療費の月分ごとに、翌月の10日の翌日です。(時効の起算日：2年間の時効期間を計算するための開始日)
- ③ 初回の給付を受けていても、その2回目以降の継続分も療養月から2年以内に請求しないと「月ごと」に時効となります。



2 障害見舞金の場合

- ① 「給付事由が生じた日」は、その障害の原因となった負傷・疾病が治った日又は症状が固定した日です。
- ② 「時効の起算日」は、負傷・疾病が治った日又は症状が固定した日の属する月の翌月10日の翌日です。(症状固定：これ以上症状の回復が見込めない状態)



3 死亡見舞金の場合

- ① 「給付事由が生じた日」は、死亡した日です。
- ② 「時効の起算日」は、死亡した日の翌日です。ただし、死亡が確認されない場合(行方不明の場合)にあつては、失踪が宣告された日の翌日です。

